



Q 初めて外国人労働者を雇用しよう。雇用の際し、どのような点に気を付けなければならないのでしょうか。

A まず、外国人を雇用する場合は、その外国人に就労可能な在留資格があることを確認する必要があります。留学、家族滞在などの在留資格は就労活動が認められていません。就労が認められるためには資格外活動許可が必要です。(本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内1週

外国人労働者を雇用したら届け出を

間あたり28時間以内の間あたりに該当しない場合は(ど) 外国人雇用状況届出書に

そして、外国人労働者より提出します。

その外国人労働者の雇入れおよび離職の際にはその氏名、在留資格などについてハローワークに届け出ること(外国人雇用状況の届け出)が法律により義務付けられています。

また、外国人を雇用するに当たり疑問や不明な点があれば、雇用管理

届け出の対象となる外国人の範囲は、日本の国籍を有しない方で、在留資格が「外交」「公用」「特別永住者」以外の方です。詳しくは、お近くのハ

この届け出は、雇用保険の被保険者に該当する場合、雇用保険被保険者資格取得届により、被保

鳥取労働局職業安定部職業対策課

電話 0857 (29) 1708